

京都市立芸術大学音楽学部長選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月17日一部改正)

(令和3年10月20日一部改正)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学音楽学部長（以下「学部長」という。）の選考は、この規程の定めるところにより音楽学部教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(学部長となりうる者)

第2条 学部長となりうる者は、教授会の構成員のうち教授の職にある者とする。ただし、音楽研究科長に引き続き学部長となることはできない。

(学部長の任期)

第3条 学部長の任期は、その就任の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、次条第1項第2号から第4号に定める場合の補欠として選任された学部長（以下「補欠の学部長」という。）の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

2 学部長の在任期間は、引き続き4年を、通算して6年を超えることはできない。

3 前項において、補欠の学部長の在任期間は、第1項ただし書に定める前任者の残任期間に関わらず、2年とみなすものとする。

(学部長選考の場合及び時期)

第4条 学部長の選考は、次の場合これを行う。

(1) 学部長の任期が満了するとき

(2) 学部長が任期満了に先立って定年退職するとき

(3) 学部長が任期満了に先立ってその任を退いたとき

(4) 学部長が欠員になったとき

2 前項第1号及び第2号の場合においては、任期満了又は定年退職の15日前までに学部長選考を終了しなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の場合においては、ただちに教授会の互選により学部長職務代理者を定めなければならない。

4 学部長職務代理者は、就任の日から1ヶ月以内に学部長選考の手続きを開始しなければならない。

(選考の方法)

第5条 学部長の選考は、第1次選挙及び第2次選挙によるものとする。

2 第1次選挙及び第2次選挙は、教授会の構成員による3分の2以上の投票がなければならない。

3 不在者投票及び代理投票は認めない。

4 投票が定数に達しないときは、7日以内にあらためて選挙を行う。

(選挙権及び被選挙権)

第6条 前条の選挙は、第2条に規定された者について、選挙公示の日において教授会の構成員である者がこれを行う。ただし、選挙の日において教授会の構成員でない場合は、その資格を失う。

2 学部長選考における被選挙権の資格の認定は、選挙公示の日を基準としてこれを行う。ただし、選挙の日において教授会の構成員でない場合は、その資格を失う。

(第1次選挙)

第7条 第1次選挙は、2名連記、無記名投票によりこれを行う。

2 第1次選挙の結果得票多数の上位3名までを第1次学部長候補者とする。この場合、末位に得票同数者のあるときは、第1次学部長候補者に加える。

3 第1次学部長候補者の氏名は、50音順に発表する。ただし、得票数及び順位は公表しない。

(第2次選挙)

第8条 第2次選挙は、第1次学部長候補者について行う。

2 前項の選挙の結果、投票総数の過半数を得た者を第2次学部長候補者とする。

3 過半数のないときは、得票多数の上位2名について再投票を行う。

(候補者の辞退)

第9条 第2次学部長候補者がやむを得ない事由により教授会の承認を得て選考を辞退したときは、その者を除く第1次学部長候補者について前条により再投票を行う。

(学部長予定者の報告、公示及び任命)

第10条 学部長又は学部長職務代理者は、第8条又は第9条によって決定した第2次学部長候補者を学部長予定者として理事長に報告するとともに、所定の掲示場に公示する。

2 理事長は前項の報告を踏まえ、学部長を任命する。

(選挙管理委員会及び構成)

第 11 条 学部長選考の管理を行うため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設ける。

2 管理委員会は、教授会構成員の互選によって選出された委員 3 名をもって構成する。

ただし、第 2 条に該当する者は委員になることができない。

3 管理委員会は、委員の互選によって正副委員長を定める。

4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

5 管理委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

(管理委員会の職務)

第 12 条 管理委員会は、次の職務を行う。

(1) 選挙の日時、投票の場所及び方法を決定し、公示する。

(2) 投票及び開票を管理し、投票効力の判定を行う。

(3) 当選者を確認し、教授会に報告する。

(4) その他職務遂行に伴う一切の業務を行う。

2 前項の職務に伴う事務の処理は、教務学生課がこれを行う。

(規程の疑義)

第 13 条 この規程の運用又は解釈について疑義が生じたときは、教授会がこれを決定する。

(規程の改正)

第 14 条 この規程を改正するための手続は、教授会において行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。

2 この規程の施行日において学部長である者は、改正後の規程により選考したものとみなす。